

令和5年度暫定版（令和4年度改正後）

措置費のしおり

～一時保護委託編～



広島県健康福祉局こども家庭課

＝お問合せ先＝

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3167／FAX 082-502-3674

はじめに

このしおりは、令和4年度の交付要綱を基に作成しています。
令和5年においては、改正が行われるまでの参考にしてください。

目 次

1. 措置費について……………1
2. 事務費について……………2
3. 一時保護委託手当について……………4
資料1 一時保護委託費請求書……………6
4. 保護単価一覧表(事務費を除く)……………7
5. 支払われる経費～各費目の概要～……………9

1 措置費について

■措置費とは

端的に言えば、児童福祉法の規定に基づく措置に伴う経費であり、児童養護施設等に入所措置を採った場合又は里親への委託の措置を採った場合の経費をいう。

■措置費の費目は、大きく「事務費」と「事業費」に分けられている。

事 務 費

- ・施設を運営するために必要な職員の人件費、その他事務の執行に伴う諸経費。
- ・児童等1人当たりの事務費の月額保護単価は、個々の施設ごとにその所在する地域等により異なり、施設を所管している自治体において設定される。
- ・一般分保護単価に加算分保護単価(民間給与改善費等)を加算した額をもってその施設の事務費保護単価としている。

事 業 費

・事務費以外の経費であって、児童の養育に直接必要な諸経費を総称したもので、国が定めている保護単価(※)を使用。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」

(平成11年4月30日厚生省発児第86号)【一部改正 令和5年3月20日厚生労働省発子0320第8号】

※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について

(平成11年4月30日厚生省発児第416号)【一部改正 令和5年3月3日厚生労働省子発0303第3号】

※児童養護施設等への入所措置児童に係る措置費の支払いは、こども家庭課が担当。
(障害児入所施設等への支払いは、障害者支援課が担当。)

2 事務費について

■事務費の支払い

事務費の支払いには、月初日の措置人数に応じて支払う「現員払い」と、施設の認可(暫定)定員分を支払う「定員払い」がある。

- 現員払いの施設……ファミリーホーム、障害児入所施設、指定発達支援医療機関
- 定員払いの施設……上記以外

■一時保護委託時の事務費

次の場合、事務費の支払いが必要となる。

必読
要注意

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合。
 - ※ 但し、職員配置の状況によっては、暫定定員を超えての一時保護委託はできない場合があるので、こども家庭課に確認ください。
 - ※ 暫定定員が設定されている施設に一時保護委託した場合は、暫定定員内だったか否かの確認を施設にする必要がある。
- (2) ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合。
 - ※ 但し、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間は、定員分の事務費が支払われるので、その期間の事務費の支払いは不要。
- (3) 障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合。
- (4) 肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2の第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を委託した場合。
- (5) 当該年度の定員(暫定定員)及び事務費保護単価については、こども家庭課からの通知を参考にしてください。
 - ※ 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に関することは、障害者支援課にお問合せください。

■支払額は次の算式により算出

- (1) 事務費保護単価は、こども家庭課及び障害者支援課から通知の各施設の月額保護単価から日額単価を算出すること。

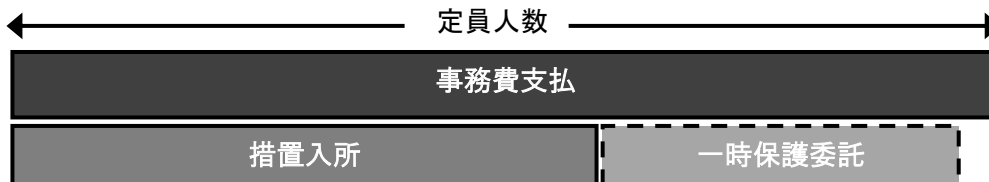
【算式】

(小規模グループケア加算を除いた月額保護単価÷30.4(10円未満の端数は切り捨て))×その月の委託延べ日数

一時保護委託に係る事務費の支払いについて

(ア) **定員払いの施設の場合** ((イ)以外の施設)

定員人数分の事務費を支払っているため、事務費の支払いは発生しない。



(イ) **現員払いの施設の場合** ファミリーホーム、障害児入所施設、指定発達支援医療機関

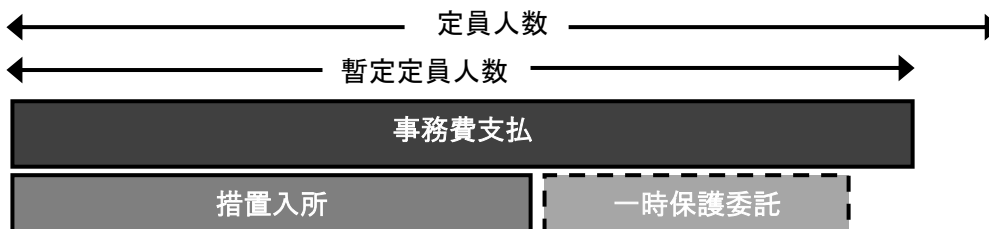
現員人数分の事務費しか支払っていないため、事務費の支払いが必要。



(ウ) **暫定定員が設定されている施設の場合** ((イ)以外の施設)

① 暫定定員の範囲内で一時保護委託をした場合

暫定定員の人数分の事務費を支払っているため、事務費の支払いは発生しない。



② 暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合

暫定定員の人数分の事務費しか支払っていないため、事務費の支払いが必要。




3 一時保護委託手当について

その児童に係わる委託手当として、別に定めるところ(※)に基づき里親や民間団体等に一時保護委託された児童が支弁対象となる。

※ 「一時保護の充実について」(次ページ参照)

(平成 24 年 4 月 5 日雇児発 0405 第 27 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)【一部改正 令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省子発 0331 第 13 号】

※ 但し、各月初日以外の日に同一の里親において、一時保護委託から措置に切り替わった月は、里親手当が満額支弁されるため、一時保護委託手当の支弁は行わない。



必読要注意

次の算式により算定した額

●(1) 日額36,460円

⇒保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童

●(2) 日額4,630円

⇒(1)以外

【改正後全文】

雇児発0405第27号
平成24年4月5日
子発0331第13号
令和3年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

一時保護の充実について

里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1. 目的

近年、児童虐待が急増している中で一時保護の重要性が高まっていることに伴い、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することにより、一時保護委託先の確保、子どもへの援助の質の向上を図り、もって子どもの適切な保護を目的とするものである。

2. 支弁対象となる子ども等

児童福祉法第33条第1項及び第2項の規定により一時保護委託をしている子ども。ただし、一時保護委託を受ける者が次の場合の子どもは支弁対象としないものとする。

- (1) 一時保護委託を受託した場合、事務費が支弁される施設（児童養護施設等）
- (2) 病院等医療機関（保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより一時保護が必要となった子どもの一時保護委託を受ける医療機関を除く。）
- (3) 警察
- (4) 都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）において一時保護委託手当の支弁が適当でないと判断する委託先

3. 経費

- (1) 当経費については、平成24年4月初日現在一時保護委託している子ども及び平成24年4月初日以降新規に一時保護委託する子どもを対象とする。
- (2) 一時保護委託手当の支弁等については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

一 時 保 護 委 託 費 請 求 書

〒

児童福祉法第33条 第1項 第2項 の規定による一時保護された児童に対する委託費として、
上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
施設又は里親住所
施設(里親)名
設置者名

印

内 訳

児童名	年齢	保護期間	日数	事務費		一般生活費		その他の経費				合計額	備考	
				単価	金額	単価	金額	該当費目	単価	日数等	金額			
			日		円		円					円	円	

注1 事務費は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院又は自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合に対象となる。

2 その他の経費欄には、次の費目から該当する番号、単価、日数等及び金額を記入し、知事が必要と認める書類を添付すること。

- ①被虐待児受入加算費、②乳児等受入加算費、③幼稚園費、④教育費、⑤学校給食費、⑥見学旅行費、⑦入進学支度金、⑧特別育成費、⑨夏季等特別行事費、⑩期末一時扶助費、⑪職業補導費、⑫冷暖房費、⑬里親委託児童通院費、⑭一時保護委託手当、⑮予防接種費、⑯一時保護委託児童通学送迎費

3 不要の文字は、消すこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

4 支払われる経費 R4年度改正後単価(R5年度暫定単価)

費目	乳児 ※1	幼児	小学生	中学生	特支 高等部	高等学校		他
						国・公立	私立	
一般生活費 (日額)※2	① 1日目から5日目まで	5,900円				4,360円		
	② 6日目から30日目まで	1,220円				1,200円		
	③ ①及び②以外	1,990円				1,720円		
	被服の支給を必要とする児童。※3					3,300円		
	④乳児院病虚弱等児童加算費が認められる児童※4	3,430円 (①～③に加算)						
被虐待児受入加算※5					850円(日額)			
乳児等受入加算費※6	2,430円(日額)							
幼稚園費		実費						
教育費	一般教育費			2,210円	4,380円	4,380円		
	教材代				実費			
	交通費				実費			
	部活動費				実費			
	学習塾費				実費			
	入学時特別加算費					86,300円		
	資格取得等特別加算費					57,620円		
学校給食費				実費				
見学旅行費			22,690円	60,910円	111,290円			
入進学支度金			64,300円	81,000円				
夏季等特別行事費			3,150円					
特別育成費						次ページに記載		
冷暖房費						月額保護単価÷30.4=日額(端数切捨て)		
期末一時扶助費						【12月初日時点の一保児童が対象】5,520円		
職業補導費	職業補導費							5,030円
	交通費							実費
里親委託児童通院費※7						月額上限:7,500円(専門里親:5,000円)		
一時保護委託手当※8						日額:36,460円又は4,630円		
予防接種費					実費			
一時保護委託児童通学送迎費※9						1,860円(日額上限)		

特別育成費

費目		高校生	高校に在籍していない児童※10
特別育成費	特別育成費	月額上限 ■ 国公立 23,330 円 ■ 私立 34,540 円 ----- 一時保護委託中の上限額は、 月額上限×特別育成費の対象月数	—
	交通費	—	—
	入学時特別加算費	86,300 円	—
	資格取得等特別加算費	57,620 円	—
	補習費	1,2 学年 20,000 円 3 学年 25,000 円	—
	補習費特別 (対象となる児童のみ)	25,000 円	—

※10について

- ・ 義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象。
(既に就職している児童は除く。)

5 支払われる経費 ～一時保護委託に特化した費目の概要のみ記載～

イ) 同一の委託先において、(一時保護委託から措置となった)児童の措置が切り替わった月の事業費について、重複して請求が行われないようにご注意ください。

ロ) 請求時に必要な添付書類は、施設又は里親編の様式を使用すること。

ハ) 以下に記載の無い費目の概要は、施設又は里親編を参考にすること。

※1 乳児(1歳未満児)

乳児とは、1歳に達していない児童をいう。一時保護委託中に、1歳の誕生日を迎えた場合、その日以後の一般生活費は、幼児の単価となる。

※2 一般生活費

法第33条の規定により一時保護される児童で、その児童の給食に要する食材費等及び日常生活に必要な経常的諸経費。

(注)原則として、一時保護委託解除日の前日分までを支弁する。

※当該児童に食事を提供する等により、生活費が実際にかかっている場合は、解除日の一般生活費は支弁可。ただし、措置入所に切り換える場合は、解除日の一般生活費は支弁しない。

■※3 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする児童。

(注)下記の場合は対象外。

- ① 自立援助ホームに措置される児童。
- ② 6か月以内に措置の変更する場合。

■※4 乳児院病虚弱等児童加算費が認められる児童

対象となる児童	法第33条の規定により乳児院に一時保護委託された児童で「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」により、介護度が4度以上に該当する乳幼児とする。
加算費の使途	当該児童を養育するための看護師等を採用する人件費や当該児童の日常生活諸費等に必要経費
承認手続等	該当施設の施設長から、県庁こども家庭課に申請書を提出し、承認を得るものとする。
留意事項	○当該施設の施設長は、こども家庭センターと連携して、一時保護前の児童の状態から調書の作成に当たることも可能であること。 ○加算の申請は一時保護委託解除後、概ね1か月以内の間は可能とする。 ○一時保護委託と措置入所の施設が異なる場合には、それぞれの施設で申請が必要であること。同一施設においては、一時保護委託時又は措置入所時のいずれかで承認されれば、改めて申請をする必要はないこと。

- 詳細は、下記の通知文を参照とすること、
「乳児院病虚弱等児童加算費について」(平成10年6月12日厚生省児発第458号)【一部改正 令和4年2月18日厚生労働省子発0218第10号】
- 申請様式等については、事前に、こども家庭課へお問い合わせください。

※5 被虐待児受入加算

その児童を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。

※ 里親は対象外。

※ 一時保護委託終了後に、各こども家庭センターからこども家庭課に申請

↓

承認通知があった児童のみ対象。

※6 乳児等受入加算費

その児童(3歳未満児に限る)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。

(注)3歳未満児とは、3歳に達していない児童をいい、一時保護委託中に3歳の誕生日を迎えた場合、その日以後は支弁できない。

(注)原則として、解除日の前日までが加算対象となる。

ただし、解除日の一般生活費が支弁されている場合は、解除日も加算対象可。

(注)里親は支弁対象となっていない。

※7 里親委託児童通院費

■概要

対象となる児童	里親に一時保護委託を行う児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して <u>医療費で対象とならない通院費用が発生する児童</u>
対象となる通院先	医療機関及び、障害児通所支援
対象となる通院費	○乗用車(自家用車)のガソリン代など燃料費 ○公共の交通機関の利用(※障害児通所支援に限る。)
対象児童の認定	こども家庭センター所長が必要性を判断したうえ、県知事が認定を行う。

申請等については、事前に、こども家庭課へお問い合わせください。

※8 一時保護委託手当 (4～5ページを参照)

※9 一時保護児童通学送迎費

別に定める「一時保護委託児童通学送迎費認定等事務取扱要領」を基に請求を行うこと。